

論文式試験問題集 [民事系科目]

[民事系科目]

[第 1 問] (配点 : 2 0 0)

次の文章を読んで、以下の問 1 と問 2 に答えよ。

ある日、弁護士であるあなたのところに、X₂社の代表取締役であるX₁がやってきて、死亡した母Aの相続人として、また、X₂社の代表取締役として、A及びX₂社が被った損害の賠償を求めたい旨の相談をした。

最初の相談において、X₁から聞いた事実関係は、以下の事情聴取の結果要旨 1 にまとめている。

【事情聴取の結果要旨 1】

1. X₂社は、著名な料理研究家のAが、料理教室の運営と自社ブランドのキッチン用品の販売を目的として平成元年に設立した株式会社であり、代表取締役を務めたAの個人人気に支えられて、好調な業績を上げていた。
2. Y銀行は、大正14年に無尽業を目的として設立された後、相互銀行への組織変更を経て、平成元年に普通銀行となった株式会社である。
3. Y銀行は、主として関東地方を営業基盤としていたが、バブル経済の崩壊後、主要な貸出先の経営破たんが相次ぎ、財務状態が悪化していた。
4. Aは、X₂社の設立に際し開業資金の融資を受けたことから、個人財産の多くはY銀行の丸の内支店に開設した口座に預金していた。しかし、取引上の付き合いから、他の銀行や信用組合などにも預金があり、その額は数億円に上っていた。Aは、もともと貯蓄や投資には頓着がなかったが、平成17年4月にペイオフが完全解禁されることを知り、預貯金の扱いや投資に関心を持つようになっていた。
5. Bは、某大手証券会社の営業職員であったが、会社が破たんしたことから職を失い、平成15年にY銀行に再就職し、丸の内支店に配属された。Bは、年齢が40代半ばで、支店長代理の肩書を与えられていたものの、入社してから日が浅いこともあり、取引先を回って預金として入金する資金を預かったり、その他の金融商品の販売の勧誘を行う権限のみを持つ社員にすぎなかった。
6. 平成15年の秋に、北関東の地方銀行が破たんしたことから、マスコミは一斉に、この銀行と貸出先が類似しているY銀行もまた、早晚破たんするのではないかという憶測記事を書き始めた。
7. その直後から、預金の流出が激しさを増すのを目の当たりにして、Bは、つぶれる前に何とか荒稼ぎをしようと、いろいろな手口で多数の顧客から多額の資金を詐取したようである。
8. Aもまた被害者の一人で、Bの口車に乗せられ、平成16年の秋ごろ、他の信用組合等に預けていた個人財産5億円の預金を下ろして、Bに渡した。ただ、X₁が最初に相談に訪れた時点では、AがBと結んだ本件契約の契約書が見つからず、Aが死亡しているため、契約内容の詳細は分からなかった。
9. 今年になって、Bが多数の顧客を相手に詐欺的行為を行っており、その被害総額は50億円を超えていることが明らかとなったが、既にBは行方をくらましており、警察による捜査が続けられていた。
10. この事件でAが被害を受けたことを知ったマスコミは、堅実なイメージでお茶の間に人気だったAの思わぬアクシデントを、連日のように面白おかしく取り上げた。巨額の損害を被った上に、Aが軽率であったとする心ない論調が目立ったことから、高齢であったAは、心労の余り病床に着いてしまった。その結果、X₂社が運営する料理教室は閉校に追い込まれ、X₂社

ブランドのキッチン用品も売上げが激減し、多額の損失を計上した。

11. しばらくして、Bが自殺していることが判明したが、Bがどのような手口で顧客から資金を集めたか、集められた資金がどこにどのような形で使われたのかは現在のところ不明で、Bの遺族にも損害を賠償する資力はなかった。

12. 他方、病床にあったAもまた、料理教室を再開させることができないまま無念な思いで他界し、X₂社は、Aの唯一の相続人である娘のX₁にゆだねられた。

(事情聴取の結果要旨1の内容は以上である。)

相談を受けたあなたは、X₁に、本件にかかわる契約書があればそれを探し出すことや事情を知っている従業員にさらに詳細を尋ねるよう指示した。その上で、Bの詐欺に遭った被害者を探したところ、同種被害を受けた者が作った「B詐欺事件被害者の会」の参加者の話から、Bの手口には、おおよそ次の三つの型があることが分かってきた。なお、X₁やこれらの顧客の話は、事実であることが確認できた。

(a) 顧客 の話の概要

私は、ある高校の校長を務めておりましたが、ある日、父兄の一人から紹介されたというBが放課後に校長室を訪ね、退職後の生活にゆとりを持たせるには、確実に安全な投資を専門家の助言の下で行うのが良いとしきりに勧めました。そして、新聞記事を見せて、間もなく銀行が証券業に参入できるようになるので、その時点で、Y銀行に資産運用を任せてもらえないかと誘われ、まずは普通預金口座を開設し、そこにまとまった資金を預けてほしいと言われました。

そこで、最初に、Bに1万円と印鑑を預けて預金通帳を作ってもらいました。その数日後、他に預けていた預貯金を解約したり、退職金の前借りをしたりして、3,000万円をBに預けました。その際、いったん渡された預金通帳と届出印もBに預けました。BからはY銀行の用紙にBの印が押された3,000万円の預り証をその場で受け取りました。

約束した日にBが通帳や印鑑を持参しないので心配していましたが、事件が報道されたので、すぐにY銀行に事情を聞きに行きました。ところが、Y銀行は、確かに初回の1万円の預金通帳は正規のものであるが、3,000万円の預り金はBが自分の懐に入れていてY銀行には入金していないから、Y銀行は一切関知しないと、けんもほろろの対応で、途方に暮れています。それどころか、対応した行員は、「校長先生ともあろう人が、いったいどんな投資話を聞いてそんな大金を預けたのですか。」とか、「Bは普通のサラリーマンでは考えられないような派手な身なりをしていたのだから、立派な校長先生ならBが横領に手を染めていたことくらい察することができたはずだ。」などと、被害者の私をまるでBの片棒を担いだかのように言うので、私も本当に頭にきてしまいました。

(b) 顧客 の話の概要

私は、小さな会社を経営しています。業績は今一つパツとしないのですが、財産家だった父の残した不動産が遊んでいるので、これを元手に大きな商売がしたくて、良い投資先を探していました。知人の紹介でBがやってきて、パンフレットを示しながら、「自分は、富裕層の顧客だけを相手に、特別の外貨預金を勧誘している。この外貨預金は、まとまった金額の預託が必要で解約手数料が高いとの欠点はあるが、半年ごとに支払われる利息は年利6%以上であり、しかも、元本についてはY銀行が支払を保証するので危険は少ない。」と勧めました。私は、為替リスクを考えても、この低金利時代にひどく有利な提案だと考え、不動産を売って、Bに1億円の小切手を渡しました。契約書にはY銀行の正規の支店長印も押されています。実際に、最初の6か月後には、300万円がY銀行の名義で私の指定口座に振り込まれていましたので、すっかり信用しておりました。

しかし、事件後のY銀行の説明では、「Y銀行はそのような外貨預金商品を扱っていない。Bに

はそのような契約を勧誘したり締結したりする権限は全くなく、契約書はBが勝手に偽造したものだだろう。支店長印もBがすきを見て持ち出して勝手に押なつしたものにちがいない。」とのことでした。確かに、こんなパンフレットなんかはパソコンで簡単に作れると言われれば、軽率に話に乗ってしまった私が愚かだったと反省しています。しかし、逆に、BがY銀行の経理システムを悪用してY銀行名義で私の口座に振り込んだ300万円を返してほしい、などと言われたのには、納得ができません。

(c) 顧客 の話の概要

Bに金をだまし取られたのは、私ではなく、80歳になる私の母なんです。母は、以前からBと顔見知りで、Bの勧誘で何度か投資の契約をしていたようです。また、Bに預金通帳や印鑑を預けて払戻しを頼んだこともあるほど、母は、Bを孫のようにかわいがって信頼していました。何でも、2か月ほど前に、Bが母のところに来て、「私は、Y銀行の秘密のプロジェクトで新しい投資商品の開発を行っているが、そのための資金が500万円不足している。このままでは、実験は失敗して銀行にいられなくなってしまう。来月末まででいいから500万円を貸してほしい。もちろん、お預かりする資金はY銀行が返済を保証するし、高い利息もお払いします。」と頼んできたそうです。母は、そんな大金は持ち合わせがないといったん断つたのですが、Bが何度も懇願するのに根負けして、1週間ほど後に、別の信用金庫の預金を下ろしてBに渡してしまいました。その1か月後に、約束どおりBが利息と称する5万円をY銀行の封筒に入れて母のところを持参したものですから、母は、すっかりBを信用してしまっていました。

しかし、事件後に私がY銀行に問い合わせたら、「そんなプロジェクトの話はない。Bが渡した預り証は、当行の所定の用紙ではなく、Bが肩書付の署名をしてはいるがB個人の印を押したもので、当行は無関係である。」と言われました。今でもBの犯罪を知らない母には、本当の話をどう伝えたら良いのか分かりません。

問1 あなたは、AがBからどういう形で資金をだまし取られたかが分からないので、本件事案が(a)～(c)のそれぞれの事実関係と類似していると仮定して考えてみることにした。

X₁やX₂社がY銀行に対して何らかの請求をすることができるかを、それぞれの場合に即して法律構成を明らかにしつつ検討しなさい。なお、後述 の事実は、ここでは考慮してはならない。

なお、答案の作成に当たっては、「X₂社」を単に「X₂」と、「Y銀行」を単に「Y」と記載して差し支えない。

2か月後、X₁が、この間に明らかとなった事実を説明に来た。X₁が、「B詐欺事件被害者の会」と協力して入手した情報と、それを踏まえたX₁の意向は、以下の事情聴取の結果要旨2にまとめてある。また、その後ろには、あなたがY銀行の職員から聴取した供述の内容と、本件に関係する資料を添付してある。なお、以下の事情聴取の結果要旨2に記載された内容及び後述する職員の供述内容は、いずれも事実であることが確認できた。

【事情聴取の結果要旨2】

1. BがAをだました手口は、前記 で検討された三つのパターンのうち顧客 のケースに近いことが判明した。
2. Y銀行は、平成15年6月に開催された定時株主総会において、他の銀行に先駆けて委員会等設置会社に移行し、経営の効率化を図ることで業務純益を増加させようと試みていた。しかし、同年末ごろより経営状態が急激に悪化し、このままでは破たんする可能性すらでてきた。そこで、X₁は、Y銀行に対する責任追及の可否を論じているだけでは心もとないと考え、Bの起こした不祥事件について、Y銀行の取締役及び執行役にも責任を追及したいと考えるよう

になった。

3. Y銀行には、取締役兼代表執行役である頭取Cを筆頭に11名の取締役があり、そのうち5名が社外取締役であった。社内出身の6名の取締役は、監査委員に任命された者を除き、いずれも執行役を兼務していたが、Y銀行ではさらに10名の執行役が選任されていた。取締役兼執行役の中で、内部監査の最高責任者とされていたのは、副頭取Dである。
4. Y銀行丸の内支店の支店長Eは、いわゆる使用人兼務の執行役であり、同支店のコンプライアンス責任者でもあった。
5. Y銀行では、数年前にも従業員による横領事件が起こったことから、金融当局の指導もあり、副頭取Dを委員長とするコンプライアンス委員会が設けられていた。その社会的信頼性を高めるために、Y銀行は、平成15年6月の定時株主総会で、テレビの討論番組などにも出演することの多い、金融論の大家である大学教授Fを社外取締役に任命し、同委員会のメンバーに加えていた。ちなみに、Fは、指名・報酬・監査の3委員会には属しておらず、これらの委員会のメンバーは、残る4名の社外取締役のうち2名が指名及び報酬委員会のメンバーを兼務し、残る2名が監査委員に就任する形を採っていた。
6. そのほかY銀行には、副頭取Dを責任者とする内部告発の窓口が設けられていた。X1は、調査の過程で、Y銀行丸の内支店の女性職員Pが、平成16年1月、この告発窓口にあてて、Bの不可解な行動を告発していた事実をつかんだが、副頭取Dは、X1に対し、そうした事実は承知していないと言ったとのことである。
7. 「B詐欺事件被害者の会」が調べたところでは、平成16年3月期の監査報告書を作成する際、社内出身の監査委員Gと、残る2名の監査委員であった社外取締役H及びIとが、内部監査の在り方を巡って口論になったとのことである。H及びIは、内部監査部に、丸の内支店に対する内部監査を実施させてからでなければ監査報告書に署名できないと強く主張したようであるが、結局は、Gの説得により、資料1のような監査報告書が作られた。これが影響したのかどうかは明らかではないが、H及びIは、指名委員会の作成した次期取締役候補者のリストから外され、同年6月の定時株主総会では取締役に再任されなかった。
8. なお、Y銀行が、平成16年6月の定時株主総会に際して、招集通知に添付した営業報告書には、「監査委員会の職務の遂行に関する取締役会決議の概要」として、資料2のような記載がなされていた。
9. 以上の事情を踏まえ、X1としては、頭取C・副頭取D・丸の内支店長E・社外取締役F・監査委員Gの責任を問いたいと考えている。

(事情聴取の結果要旨2の内容は以上である。)

そこで、あなたが、Y銀行の何人かの職員に面談し、事情を聴取したところ、次のような供述を得た。

(ア) Y銀行丸の内支店の女性職員Pの供述

だれも驚いていないと思いますよ。だって、かれこれ1年半ぐらいの間、Bの近くにいた職員は、Bの行動を不可解だと思っていましたからね。契約書が交付されたい形跡があるのに、その写しが保管されていなかったり、支店長印が勝手に持ち出された疑いがあったり、とにかく、変な出来事が多かったんです。特に奇妙だったのは、Bが不在の時によくかかってきた意味不明な電話です。通帳がどうしたとか、預り証がどうしたとか言われても、他の職員では答えられないので、後からかけ直してもらっていたんですが、中には、かなりの剣幕でまくし立てるお客さんもいて、みんな困っていたんです。

そんな中で、私がBの犯罪に確信を抱いたのは、平成15年の年末に深夜まで残業していた時のことです。間もなく日付が変わろうとしていた時に、Bが合い鍵のようなものを使って、鍵の

かかっている支店長室にこっそり入り込んでいるのを見掛けたんです。これは大変だと思い、随分と迷ったんですが、銀行のためにという一心で、年明け早々に、副頭取Dに告発文を送りました。なのに、本当に頭に来ちゃいますよ。私の告発は、副頭取本人に届く前に握りつぶされちゃったわけですからね。はっきりしたことは分かりませんが、同期の者が本店の秘書課にいたので、聞いてみたんです。そうしたら、副頭取Dが告発文を読んだことは、これまで一度もなかったって言うじゃないですか。秘書課の職員に開封させた後、中身は一切検討せずに、ただファイルさせているだけらしいんです。いったい何のための告発窓口なのでしょうが。

Bのことは、支店長Eも薄々気付いていたと思いますよ。平成15年の忘年会の時だったでしょうか。しきりとBの様子を、同じ系の私たちに聞いていましたからね。でも、支店長Eは、将来の頭取候補と言われているくらいですから、自分から、パンドラの箱を開けるようなことはしないんです。願わくば、自分の在任中に、B自身の手で問題が解決されるのを期待していたんじゃないですか。

(イ) Y銀行内部監査部の部長Qの供述

驚かれるかもしれませんが、ここ3年ほど、私たち『内部監査部』の職員は丸の内支店を監査していません。だから今回の事件のことは、全く発見できませんでした。本当に、お恥ずかしい限りです。

今は、『内部監査部』と言っていますが、平成13年6月までは『検査部』って呼ばれていたんです。そのころに比べて、スタッフの人数や顔ぶれは余り変わっていないのですが、仕事の内容は随分と変わりました。『検査部』だったころは、支店を順番に回って事務上の不備がないかどうかを検査するのが仕事でしたので、当時は丸の内支店も定期的に検査していました。

ところが、その年の春に金融検査マニュアルが変更になったとかいうので、急に『内部監査部』に組織替えされ、監査の対象が広がったんです。支店だけじゃなくて、本店の人事部や経理部、それにシステム部などにも監査に入るようになりました。そのため、マンパワーが足りなくなっただけですね。スタッフの増員が認められなかったので、どこかで手を抜かなければならなくなり、リスクの低いところは、できる限り内部監査を省略しようということになったんです。

ちょうど、その翌年の平成14年春に、丸の内支店の支店長としてEが着任したんです。Eは、将来の頭取候補と言われていて、その手腕が買われていましたので、いつの間にか、『丸の内支店はE支店長が管理しているから大丈夫だ』と言われるようになりました。その結果、丸の内支店だけがまるで『聖域』のように扱われるようになり、私たちが内部監査に行くこともなくなったんです。今思えば、変な話ですよ。Y銀行の中で最も取引量の多い丸の内支店こそ最もリスクが高いはずなのに、そこは何も監査せずに、地方の小さな支店ばかりを監査していたんですから、私たちの手落ちと言われても仕方がないと思います。

各年度における内部監査の実施計画は私ども現場の方で策定しますが、もちろん担当役員である副頭取Dの決裁を取っています。取締役会には諮りません。取締役会メンバーの中には、執行役を兼ねているために現場の支店長と強いパイプを持った方々も多くおられますので、取締役会に諮れば、いつ監査に行くかが事前に漏れてしまいます。だから、実施計画については、担当役員であるDの責任で確定することが、Y銀行の取締役会で定めた内部監査規程に書かれているんです。

(ロ) コンプライアンス委員会の事務を担当していた職員Rの供述

コンプライアンス委員会は、特に緊急事態が生じない限り、半年に1度ずつ開いています。私ども事務局の方から、銀行内で生じたコンプライアンスにかかわる出来事を、半年分まとめてご紹介した上で、フリーにディスカッションをしていただいております。それなりに成果は上がっていますよ。例えば、第1回目の会議で提案された内部告発制度などは、すぐに実施に移されたからね。

ほとんどすべての委員が出席していますが、社外取締役Fだけは、残念ながら一度もご出席い

ただいております。実は、社外取締役Fは、就任後間もなく海外の大学から客員教授として招へいされてしまったんです。1年のうちの大半を海外で過ごすようになりましたので、Fは、社外取締役を辞任したい旨申し出られました。ところが、副頭取Dに『名前だけでも構わないから』と強く慰留されたんです。それで、やむなくその地位にとどまったと聞いています。だから、Fは、コンプライアンス委員会はもちろんのこと、Y銀行の取締役会にも全く出席しておりません。

Fの報酬ですか。このような経緯でしたので、Fの申出により、あえて無報酬にしていたようです。だから、Fとしては、余り責任を感じておられなかったんじゃないでしょうか。

問2 X1に依頼された弁護士の立場に立って、Bの行為によってAが被った損害につき、役員C・D・E・F・Gの責任を問えるかどうかを検討しなさい。

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第137期営業年度における取締役及び監査役の職務の執行について監査しました。その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、各監査委員が重要な会議に出席するほか、会社の内部統制部門と適宜連携の上、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所における業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社からも営業の報告を求めました。また、これらを通じ、監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項についての取締役会の決議の内容及び運用について監視し、検証いたしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社との間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分又は株式失効の手續に関しては、前記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、当該取引の状況を調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人S監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項についての取締役会の議事の内容は相当であると認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 損失処理に関する議案は、会社の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役又は執行役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社との間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分又は株式失効の手續についても取締役又は執行役の義務違反は認められません。

平成16年5月16日

株式会社Y銀行	監査委員会
監査委員	G 印
監査委員	H 印
監査委員	I 印

(注) 監査委員H及びIは、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の8第4項ただし書に規定する社外取締役であります。

以 上

(9) 監査委員会の職務遂行のために必要な事項

監査委員会の職務の遂行に関する取締役会決議の概要

監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を内部監査部とし、その事務責任者として部長を置く。

前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならないこととする。

執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他監査委員会に対する報告に関する事項

後記の事項を監査委員会に報告することとする。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・ 取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その事実
- ・ 役員からの内部告発を受けた場合は、その事実
- ・ 重要な月次報告
- ・ 重要会議の開催予定

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

重要情報の保存及び管理は規定に従って集中管理を行い、取締役は常時閲覧可能とする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、システム・リスクのそれぞれについて管理委員会を設けるとともに、全体を統括するために、リスク管理委員会を設置する。

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

妥当な意思決定の確保と運用及びそれらの監視を行うシステムを構築する。具体的には、後記の事項を行う。

- ・ 内部監査部による内部統制の有効性の検証
- ・ 頭取の直轄する組織として、副頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制につき定期的なモニタリングを行う。
- ・ 副頭取を窓口とする内部告発制度を設け、不祥事件の早期発見に努める。

〔第2問〕(配点：100)

以下の 地方裁判所平成17年(ワ)第 号求償金請求事件(以下「本件訴訟」という。)における事案の概要並びに原告、被告及び補助参加申立人の各陳述書(いずれも書証として提出されているものとする。)の概要を読んだ上、以下の問1及び問2に答えなさい。

【事案の概要】

地方裁判所平成17年(ワ)第 号求償金請求事件

訴状、答弁書等の準備書面は、口頭弁論又は弁論準備手続期日において、いずれも陳述されており、請求の趣旨及び主張等の概要は、以下のとおりである。

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、549万2,951円及びこれに対する平成16年6月26日から年5%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 原告(X)の主張の概要

- 1 Z株式会社(以下「Z社」という。)は、平成15年9月25日、A株式会社(以下「A社」という。)に対し、利息年10%、遅延損害金14.6%、弁済期を平成16年3月25日、A社が手形交換所の取引停止処分を受けた時は、A社は当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとする旨を定めて、500万円を貸し付けた(以下「本件貸付け」という。)
- 2 原告と被告とは、同年8月27日、A社から、本件貸付けについてA社のために連帯保証することを依頼され、同年9月25日、それぞれZ社との間で、本件貸付けの返還債務について連帯保証契約を締結した。また、その際、原告と被告とは、両者が連帯して保証債務を負担する旨及び両者間では原告の負担部分はない旨を合意した。
- 3 A社が平成15年12月22日に取引停止処分を受けて事実上倒産し、本件貸付けの返済をしなかったため、Z社は、原告に対し、保証債務の履行を求め、原告は、平成16年6月25日、Z社に対し、保証債務の履行として、549万2,951円を支払った。
- 4 以上により、原告は、被告に対し、共同連帯保証人間の求償権を有するので、これに基づいて、549万2,951円及びこれに対する弁済の日の翌日である平成16年6月26日から年5%の割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 被告(Y)の主張の概要

- 1 Z社がA社に対して本件貸付けをしたこと、被告が原告主張の連帯保証契約を締結したこと、原告と被告とが連帯して保証債務を負担する旨及び原被告間では原告の負担部分がない旨を合意したこと、A社が平成15年12月22日に取引停止処分を受けて事実上倒産したことは認め、その余の事実は知らない。
- 2 本件貸付けにかかる債務は、平成16年1月31日、A社の代表取締役社長Pの妻の実父Rが全額弁済したものであり、被告には、原告の求償に応じる義務はない。

第4 Z社の補助参加の申出の概要

1 参加の趣旨

申立人は、原告・被告間の 地方裁判所平成17年(ワ)第 号求償金請求事件につき、原告を補助するため、当該訴訟に参加することを申し立てる。

2 参加の理由

前記事件において原告が敗訴すれば、申立人は、原告から前記事件を前提とした訴訟を提起されるおそれがあるので、前記事件の結果について利害関係がある。

(事案の概要は以上である。)

【Xの陳述書の概要】

1．私は、昭和46年3月に 大学を卒業し、同年4月に 県内で最大手の総合建設業を営むZ株式会社（以下「Z社」という。）に入社し、平成11年に取締役になりました。その後、今回のことがあってZ社に居づらくなっていたところへ、株式会社B建設（以下「B社」という。）から声をかけてもらい、平成16年の秋にB社の専務取締役を迎えられて、現在に至っています。

2．A株式会社（以下「A社」という。）は、鉄筋加工組立業を営む株式会社です。20年くらい前から、Z社の下請として仕事をしてもらっています。従業員もそれなりに雇っていますが、実際には、代表取締役社長のP（以下「P社長」という。）が実質的に一人で経営している会社です。

私とP社長とは、仕事上自然と付き合いができ、やがて、同じ高等学校の同窓生ということが分かって、親しく交際するようになりました。

Yは、型枠業者であり、P社長のいとこだと聞いています。A社の紹介で、A社より2年くらい後から、Z社の下請をするようになりました。

3．平成15年8月ころ、P社長は、私に対し、鉄筋を加工する機械の購入資金が必要になったが、銀行融資の手続が間に合わないので、Z社から融資を受けられるよう、口を利いてくれないかと頼んできました。

当時、A社は、Z社の鉄筋工事の半分近くを受注するという下請業者の主力であり、工期を守ってもらうために必要な機械だと思われましたので、私は、Z社の役員会に諮ることにしたのです。

同年9月9日に開かれた役員会では、ほかの下請業者が同じようなことを言い出すと困るという意見があり、また、A社の経営状態に対する疑問が指摘されました。しかし、A社が主力の下請業者であり、その当時発注している鉄筋工事に遅れが出ては困るという意見が強く、A社代表者P社長個人とA社側の身元の確かな人とを連帯保証人とした上、この話を持ち込んだ私も連帯保証をすることを条件に、融資に応じることが決まりました。

同月10日以降、Z社経理部の担当者からP社長に対して、前記役員会で決まった条件が伝えられ、P社長とYが連帯保証をすることになりました。私は、その連絡を受けましたので、経理部の担当者を通じて、私もP社長及びYと連帯してA社の連帯保証人になるが、万一私が保証債務を履行するようなことがあった場合には、A社側、すなわちA社がP社長又はYから、私が保証債務の履行としてZ社に弁済した金額全額に法定利息を付けて返してもらいたい旨P社長とYとにそれぞれ伝え、P社長からもYからも了解が得られました。

4．平成15年9月25日の昼前に、P社長とYとがZ社に来社しましたので、応接室で500万円の貸付けに関する書類を作成しました。

私も、応接室に入り、P社長やYとあいさつをし、前記のとおり、経理部担当者からあらかじめ伝えておいた求償関係を確認したところ、P社長もYも、私には迷惑をかけるようなことはしないと約束してくれました。

P社長は、その日の午後、Z社の経理部で、500万円の小切手を受け取って帰ったはずですが。

5．ところが、A社は、その年の暮れ（平成15年12月下旬）に、突然不渡りを出して取引停止処分を受け、事実上倒産し、P社長は所在をくらましてしまったのです。

6．Z社は、しばらくP社長の行方を捜していましたが、発見に至らなかったことから、平成16年2月に入ってから、Yに保証債務の履行を求めました。しかし、Yが、約束に違反して、支払義務はないと主張して、履行に応じなかったことから、Z社は、私に保証債務の履行を求めました。

私は、Z社が貸した500万円を回収できなくなったこと、特に、500万円の融資の可否

の判断について、私が役員会で積極的な意見を述べたこと、その意見に私情が入り込んだためにZ社に迷惑を掛けたのではないかと思い、非常に責任を感じました。ほかの役員も、私を非難するような雰囲気でした。

そのような状態の中で、B社から移籍の勧誘を受けたこともあって、私は、A社への融資に対する責任を取って退職し、退職金で私の保証債務を履行することにしました。

以上のような経緯で、私は、平成16年5月末日をもってZ社を退職し、同年6月25日、同日支給された退職金の中からZ社のA社に対する500万円の貸金並びにこれに対する利息及び遅延損害金合計549万2,951円をZ社に弁済しました。

7.平成16年7月上旬、私は、Yに対して、私が弁済した549万2,951円を払ってくれるよう請求したところ、Yは、P社長の奥さんの実父Rが弁済したはずだと主張して、支払を拒否しました。

8.今回の件では、Z社内で随分嫌な思いもしましたが、Z社には、私の父も定年まで働いていましたので、今もそれなりに愛着もあり、複雑な気持ちです。

しかし、信じたくないことですが、万一、既にA社への貸金が返済されていたにもかかわらず、Z社の債権管理のミスで私が支払われたことが本当だとすれば、私が、嫌な思いをしたり、責任を感じて退職することはなかったようにも思われます。

ですから、今すぐにどうこうということではありませんが、万一Yの言い分が認められるようなことがあれば、私がZ社に貸している土地の賃貸借関係について考え直すことになるかも知れません。

私が貸している土地というのは、私の父が、Z社に対し、重機や資材の置き場所として賃貸していた土地のことです。私はその土地を相続し、現在は、私がZ社に対してその土地を賃貸しています。この土地の賃貸借契約については、私がZ社の取締役役に就任した時に、Z社の顧問弁護士に相談して所定の手続きを採っており、何ら法律上の問題はありませぬ。

(Xの陳述書の概要は以上である。)

【Yの陳述書の概要】

1.私は、型枠大工数名を使って、住所地で、型枠業を営んでます。昭和62年ころから、Z株式会社(以下「Z社」という。)の下請をしており、現在では、仕事の大半をZ社からもらっています。

鉄筋加工組立業のA株式会社(以下「A社」という。)の代表取締役社長のP(以下「P社長」という。)は、私のいとこです。

2.Xが主張しているZ社のA社に対する500万円の貸付けの契約内容やXY間の連帯及び負担部分に関する合意の事実は間違いありません。しかし、A社がZ社に弁済しなかったため、Z社から請求を受けてXが弁済したというXの主張は、何かの間違いだと思います。

といたしますのは、平成15年の年末にP社長の所在が不明になったので、私は、P社長の奥さんからいろいろ相談を受け、その機会に私がした保証のことも尋ねたことがありました。

P社長の奥さんは、A社がZ社から借りていた500万円は、奥さんの実父Rが平成16年1月31日に払ってくれたので、私やXには迷惑は掛からないようになっているはずだ、と言っていたのです。

ですから、Z社がA社に貸した500万円についてのXの保証債務も履行する必要はなくなったはずなのです。

3.Xは、会社を辞めて、払わなくてよいはずのA社の借金の後始末をさせられたということで、気の毒ではありますが。しかし、それはZ社の債権管理のミスが原因で、Xは、Z社の役員だったのですから、その責任を負うべきであって、私に求償するのは筋違いだと思います。

(Yの陳述書の概要は以上である。)

【Z社代表取締役Qの陳述書の概要】

1. 当社とA株式会社(以下「A社」という。)及びXとの関係は、Xの陳述書の概要1項から3項に記載されているとおりです。
2. 本件訴訟において、Yは、本件貸付けは、A社の代表取締役社長Pの奥さんの実父Rにより弁済されていると主張しています。
しかし、当社は、県内最大手の総合建設業会社であり、これまでの当社の歴史において、社としてはもちろん、社員も、世間から後ろ指を指されるようなことをしたことはありません。もちろん債権管理等も厳重に行っており、二重に支払を受けるようなことは、当社のシステム上有り得ないのです。
3. A社もYも、昭和の終わりころから、長年下請として仕事を発注してきた業者であり、共存共栄を願って、良好な提携関係にあったはずであるにもかかわらず、今回、当社が二重に債権の弁済を受けたと言われることは、非常に心外です。
4. 確かに、A社代表取締役社長Pの奥さんの実父Rから500万円の支払を受けたことはあります。しかし、それは、今回問題になっている貸金の約半年前の平成15年3月ころ、当社がA社に貸した運転資金450万円の元金及び利息の弁済として、一部の利息を免除した上で受領したものである。Yは、そのことを誤解しているものと思います。
5. Yの言い分は、当社の名誉にもかかわることですし、また、Xから当社が借りている重機・資材置場が使用できなくなると困ります。是非訴訟に参加することを認めていただきたいと思えます。

(Qの陳述書の概要は以上である。)

問1 Zの補助参加の申出に対し、受訴裁判所からZに対して、参加の理由の詳細を明らかにするよう釈明があったとする。Zの訴訟代理人弁護士(Z及びXから、前記事案及び陳述書の概要を聴取しているものとする。)の立場に立って、Zが本件訴訟の結果とどのような利害関係を持つのかを分析し、補助参加の利益についての判断基準を示した上、補助参加の利益を基礎付ける理由を本件訴訟の事案に即して説明しなさい。

問2 Zの補助参加の申出に対し、Yの訴訟代理人弁護士が異議を申し立てる場合、以下の裁判例(抜粋)を論拠としてどのような主張が可能か、本件訴訟の事案に即して説明しなさい(説明に当たっては、以下の裁判例(抜粋)が補助参加の利益についてどのような判断基準を採っているかを、裁判例の事案に即して検討すること。)

【裁判例(抜粋)】

本件訴訟は、本件土地について甲から丙、乙へと順次経由された各所有権移転登記を巡り甲が自己の所有権及び前記各登記の原因たる所有権移転行為の不存在若しくは無効を主張して、これらの者に対し前記各登記の抹消を訴求したものであるところ、当裁判所において、甲と丙との間に、丙は、甲の本件土地所有権を認め、甲から丙への所有権移転登記の抹消登記手続をなすべき旨の内容の裁判上の和解が成立し、甲と乙との間にのみ訴訟が残存するに至ったものである。したがって、現在の権利関係の公示を目的とする我が不動産登記法の下においては、現在の所有登記名義人である乙との間の本訴において甲が勝訴し、乙の所有権移転登記が抹消されない限り、これに先行する丙の所有権移転登記を抹消することができず前記和解契約により甲及び丙が所期した目的が達せられないことは丙の主張するとおりである。しかし、前記和解契約により確定された甲の丙に対する所有権移

転登記の抹消登記請求権及びこれに対応する丙の抹消登記義務は、本件訴訟の訴訟物である甲の乙に対する所有権移転登記抹消登記請求権の存否により決せられるべき関係にあるものではない。問題は、甲が本件訴訟に敗訴し乙に対する前記抹消登記請求権が否定された場合、これに起因して丙が甲に対する関係において前記和解契約上何らかの不利益を受ける立場にあるかどうかである。この点について丙は、もし甲が本訴で敗訴すれば、丙の抹消登記義務の履行が不能となり、甲から損害賠償の請求を受けるおそれがあると主張するが、甲敗訴の結果、本件土地について乙の所有権移転登記の抹消ができず、ひいて丙の抹消登記が実現できないとしても、前記和解契約において乙の抹消登記の承諾を得ることにつき丙の責任を定めた条項は存しないのであるから、これをもって丙の責に帰すべき履行不能として甲に対し損害賠償の責任を負うべきいわれはない。また、前記和解契約においては、丙が甲に対し片務的に抹消登記をなすべき義務を定めたものであり、これと対価的關係に立つ権利の設定については何らの定めもないのであるから、丙の前記抹消登記義務の実現が妨げられることによって丙が本来得べかりし権利ないし利益を失うという関係も存しない。

このようにみてくると、丙は甲と乙間の本件訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する第三者とは認め難く、補助参加の要件を具備しないものといわなければならない。